



JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金

JR 草津線は、琵琶湖線や湖西線など他の県内 JR 路線と比較すると利用者が少なく、今後も沿線人口の減少が続く中で利用者の減少が深刻化する可能性があります。利用者の減少は、ダイヤの減便を招き、地域の交通利便性が大きく低下する恐れがあります。

将来に渡って草津線を守っていくためには、沿線の皆様にこれまで以上に鉄道を利用いただく必要がありますが、特に地域の未来を担う子どもたちに、鉄道利用の習慣を身に付けていただくことが大切です。沿線の地域の学校様、保育園様等のご協力をいただきながら、校外学習等の機会に鉄道の利用方法や乗車マナー等を学んでいただくことで、子どもたちの学びと草津線の利用促進につなげていければと考えております。

JR 草津線を利用した体験学習等に対して、鉄道運賃への補助を行います

1. 対象団体

滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会構成市町（草津市、栗東市、湖南市、甲賀市、日野町、伊賀市）に所在する団体等で次に該当するもの

- 1 保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校の小学部および外国人学校等の教育施設
- 2 放課後児童健全育成事業を営む団体（放課後児童クラブ、学童保育所等）
- 3 町内会、自治会、子供会その他これらに類する団体
- 4 特定非営利活動法人

2. 対象事業

JR 草津線を利用し行う体験学習、交流学习、その他交付対象団体が行う公式事業で営利を目的としないもの

※JR 草津線を利用することが条件となりますが、一部区間でも JR 草津線を利用していれば、JR 草津線以外の区間・路線（JR 琵琶湖線、近江鉄道、信楽高原鐵道、京都市営地下鉄など）を含む鉄道運賃はすべて補助対象となります。

3. 対象経費

対象事業における小学校就学年齢以下の参加者および引率者の鉄道運賃（引率者は一部制限あり）

4. 補助率等

鉄道運賃の 1 / 2（ただし、補助額の上限を 1 人あたり 500 円とします。）

5. 利用申請（予約）

受付期間：令和 8 年（2026 年）6 月 19 日～令和 9 年（2027 年）1 月 31 日（左記期間以外の場合は個別相談）

※体験学習を実施される 7 日前までに「補助予約申込書」を日野町交通環境政策課（交通政策担当）にメールまたは FAX で提出してください。

※予算上限に達した場合は期間中でも受付を締め切る場合があります。

6. 補助金の請求・支払

補助金は、事業実施後の精算払いとなります。

事業実施後 1 か月以内に交付申請書（兼 実績報告書・交付請求書）を日野町交通環境政策課（交通政策担当）に提出にしてください。（草津線活性化・複線化促進期成同盟会より指定口座に振込みいたします）

7. 備 考

- ・制度の詳細は「JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金交付要綱」を確認してください。交付要綱および申請様式等は、日野町 HP の他、滋賀県 HP、草津線利用促進プロジェクトポータルサイトに掲載しています。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/336650.html>)

◆問い合わせ先一覧

(事前の相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください)

自治体名	部署名	連絡先
日野町	交通環境政策課	〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目 1 TEL 0748-52-6523 FAX 0748-52-2043 koutsu@town.shiga-hino.lg.jp

※草津線活性化にかかる各種取組は、草津線利用促進プロジェクトポータルサイトをご確認ください。
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/336650.html>)

草津線利用促進プロジェクト（滋賀県草津線活性化・複線化促進期成同盟会）

事務局（滋賀県交通まちづくり政策課内）

[TEL:077-528-3684](tel:077-528-3684) Email:ra0006@pref.shiga.lg.jp